

こどもの意見の施策反映への取組について

令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、本市の「こども施策」を一体的・総合的に推進するため、令和7年3月に策定した「こどもえがおプラン～出雲市こども計画」を踏まえ、こどもを「ともに出雲市を作るパートナー」として捉え、こどもの意見を聴き対話しながら、その意見を市の施策に反映させる取組を進めます。

1. 意見反映の意義

- ・こどもの状況やニーズをよりの確に踏まえることで、こども施策の実効性を高める。
- ・こどもの意見を尊重する意識が醸成され、こどもが関わる様々な場において、社会参画への取組が進むことが期待される。
- ・こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、社会に何らかの影響を与える経験は、自己肯定感や社会の一員としての主体性を高めることにつながる。

【根拠法令】こども基本法第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

〈参考：こども家庭庁作成ガイドライン抜粋〉

事業の改善に意見を反映することや、審議会や委員会等の資料とするほか、指針・答申への反映、広報物等の資料の改善等が意見の反映方法として考えられる。

2. 現行の取組

(1) 対面・対話形式での取組（3件）

市内中学生による出雲市中学生サミット、市長による中学校訪問など

(2) 各種計画策定時等におけるアンケート調査などの取組（10件）

総合振興計画(高校生アンケート)、こどもえがおプラン(こども向けパブリックコメント)等

【現行の取り組みの課題】

- ・こどもの意見を聴く分野が限定的であり、対象の拡大が必要。
- ・意見聴取の方法が各課任せで、全庁的な統一ルールがない。
- ・意見をどう施策に反映したかのこどもへのフィードバックが不十分。
- ・職員の「施策反映の意義や必要性」への理解をさらに深める必要がある。

3. 「こどもの意見の施策反映」の仕組みづくりに向けた検討（令和7年度）

現行の取組みの課題等を踏まえ、「こどもの意見の施策反映」の仕組みづくりに向け、本年度、各部局横断的な推進組織としてワーキンググループ（WG）を設置し、市職員の意識醸成を図るとともに、実効性ある取組について検討した。

(1) WGの構成：20名（庁内全部局から各1～3名の職員を選出）

(2) 取組内容

- ①こどもの意見反映にかかる講習会
- ②こどもの意見ファシリテーター養成講座
- ③こどもの意見聴取の試行実施
- ④こども・若者の意見の施策反映方法の検討

4. 今後の取組（案）

ワーキンググループ（WG）での検討結果を踏まえ、次のとおり取り組むこととする。

【取組方針】

- ・こども基本法の趣旨を踏まえ、こどもに関わる全ての施策の決定過程において、こどもの意見を積極的に取り入れる。
- ・常に、こどもの意見反映の取組状況を把握し、継続的に情報収集、検証・見直しを行う。
- ・令和9年度からの本格実施をめざし、令和8年度は試行実施として、既存の取り組みを充実させ、マニュアル化や手順の標準化を図りながら、意見反映の具体的手順を確立させる。
- ・意見聴取の方法としては、経費節減及び事務負担軽減を図るため、Webアンケートを基本とする。また、出雲市デジタルファースト推進計画中に位置付け、AIの活用を検討する。

※意見反映の対象となる「こどもに関わる施策」とは

- ・「こどもえがおプラン」（令和7年3月策定）に掲げる事業
- ・その他、各課でこどもの意見を聴いた方が良いと考える事業

※各年度で「意見反映に取り組む事業」は、上記「こどもに関わる施策」のうち

- ・課題となっている事業や新設・見直しを検討している事業
- ・新たに策定または更新予定の行政計画

●**施行実施【令和8年度の取組】**

- ・「こどもの遊び場」や「はたちの集い」など、こどもが関わる事業に対する意見聴取の実施や令和8年度策定に向けて準備が進められている計画等について意見反映の取組の実施。
- ・高校生アンケートや中学生サミットで得られた意見を施策に反映しフィードバックを行う。
- ・上記取組を通し、A Iを活用しながらアンケート作成・集計分析、フィードバック資料作成等の処理手順や共通仕様書を作成。

●**本格実施【令和9年度以降のこどもの意見を施策反映させる取組～5ステップ～】**

ステップ	取組内容	具体的な取組
(1) 企画	こどもの意見反映に取り組む施策を調査・検討し、意見聴取方法を決定する 市職員の意識醸成を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体のこどもに関する施策を調査し、意見反映が必要な施策を把握 ・各年度の意見聴取の対象とする施策、意見聴取方法を検討し、決定 ・職員の意識醸成のための研修会等の実施
(2) 事前準備	意見聴取を実施するための設問作成、周知等を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート設問を作成（W e b／紙媒体）、対面形式の場合は聴取内容の検討や会場準備等 ・意見聴取の周知・参加者募集
(3) 意見聴取	W e bアンケートや対面形式でこどもの意見を聴取する	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取を実施（W e bアンケートを基本） ・こども向け資料の作成、参加者への周知等
(4) 施策反映	こどもの意見を施策に反映し、計画や施策に反映させる	<ul style="list-style-type: none"> ・計画や施策、予算等に意見を反映 ・事業や広報物等の資料の改善に意見を反映 ・審議会や委員会等の資料とする等
(5) フィードバック	こどもに対して、聴取した意見がどう反映されたかをフィードバックする	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取の結果と反映内容をまとめ、フィードバック資料を作成 ・フィードバック資料をホームページ等で周知

こどもの意見の施策反映への取組

こどもは出雲市をともに作るパートナー

本市のこどもたち誰もが無限の可能性を持ったキラリと光る出雲の力「出雲力」です。「ともに出雲市を作るパートナー」としてその意見を聴き対話しながら、ともに社会を作っていくことが重要です。

これにより、こどもの意見を尊重する意識が醸成され、こどもが関わる様々な場において、社会参画への取組が進むことが期待されます。

(1) 意見反映の意義

- こどもの状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになります。
- こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながると考えられます。

(2) こどもの意見を施策反映させる5ステップ



(3) こどもの意見を施策に反映するために

こどもの意見を本計画に反映したうえで、市職員がこどもの「最善の利益」を優先して政策立案を行うことについて理解を深めるとともに、組織として、こどもの意見を聴き施策に反映し、フィードバックするための仕組みづくりを進めます。

【意見反映の方法(例)】



- ◆ 関係部署へのこどもの意見の共有
- ◆ 計画や施策に反映し、その内容を公開する
- ◆ こどもの意見を実現するための取組に係る予算の対応
- ◆ こどもが直接、施策決定に関わる
- ◆ 事業の改善に意見を反映する、審議会や委員会等の資料とする など



意見を述べるのが困難なこどもがいることを理解し、考慮することも重要です